

第2回阿蘇市議会会議録

- 1.平成30年3月2日 午前10時00分 招集
- 2.平成30年3月15日 午前10時00分 開議
- 3.平成30年3月15日 午後11時45分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
会計課長	井八夫	監査委員事務局長	種子野謙二
農業委員会事務局長	園田達也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 4 号 阿蘇市表彰条例の一部改正について
- ② 議案第 5 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ③ 議案第 6 号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について
- ④ 議案第 23 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑤ 議案第 29 号 平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑥ 議案第 30 号 平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑦ 議案第 31 号 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑧ 議案第 32 号 平成 30 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について
- ⑨ 議案第 36 号 辺地総合整備計画の策定について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 2 号 阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- ② 議案第 7 号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第 8 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について
- ④ 議案第 9 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 10 号 阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 13 号 阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について
- ⑦ 議案第 14 号 阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について
- ⑧ 議案第 15 号 阿蘇市体育館等条例の一部改正について
- ⑨ 議案第 18 号 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑩ 議案第 19 号 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑪ 議案第 20 号 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑫ 議案第 22 号 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑬ 議案第 23 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑭ 議案第 26 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑮ 議案第 27 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について

- ⑩ 議案第 28 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑪ 議案第 35 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 11 号 阿蘇市有地使用条例の一部改正について
- ② 議案第 12 号 阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について
- ③ 議案第 17 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 21 号 平成 29 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ⑤ 議案第 23 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑥ 議案第 24 号 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑦ 議案第 25 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑧ 議案第 33 号 平成 30 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について
- ⑨ 議案第 34 号 平成 30 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑩ 議案第 37 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑪ 議案第 38 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑫ 議案第 39 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑬ 議案第 40 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 41 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑮ 議案第 42 号 字の区域の変更について
- ⑯ 議案第 43 号 字の区域の変更について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

今後の会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

本日、午前9時30分より一般質問、追加議案の取扱いにつきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

今期一般質問の通告者は10名予定されております。従いまして、一般質問を3月16日と19日の2日間とし、16日は6名まで、19日は4名行うことに決定をいたしました。

次に、執行部より追加議案の提出がありましたので、本日議案書の配付を行い、19日一般質問の終了後に日程に追加して議題とすることとし、追加議案の審議につきましては、委員会付託を省略しまして採決をすることに決定をいたしました。

以上で、議会運営委員会の会議の結果についての報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第4号 阿蘇市表彰条例の一部改正について
- ② 議案第5号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ③ 議案第6号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について
- ④ 議案第23号 平成30年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑤ 議案第29号 平成30年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑥ 議案第30号 平成30年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑦ 議案第31号 平成30年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑧ 議案第32号 平成30年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について
- ⑨ 議案第36号 辺地総合整備計画の策定について

○議長（藏原博敏君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第4号「阿蘇市表彰条例の一部改正について」他8件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） おはようございます。

総務常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期、第2回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案9件であります。3月7日午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果について、主なものにつき、ご報告いたします。

最初に、議案第4号「阿蘇市表彰条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

税務課長から補足説明があり、委員より「県に納める国民健康保険料納付金は、今後、増え続ける可能性があるのか。その場合、さらに保険税の値上げという形に追い込まれるのではないかと危惧するが、そのあたりの見解は。」との質疑があり、説明員として出席したほけん課長から「納付金については、毎年、県において、自治体ごとの医療費水準、所得水準を考慮して決定されます。その後、阿蘇市の国保運営協議会にお諮りし、市の財政状況、医療費水準、被保険者数の動向等を勘案しながら、保険税率を決定することになります。平成30年度においては、7,000万円程度の財源不足が生じますが、税率を一気に引き上げこの不足分を補うことは、被保険者の生活に与える影響も大きいことから、段階的に上げるべきものと考えます。市といたしましても、保険事業、特定健診の受診率向上に向けた取り組みにより、医療費の抑制を図りながら、国民健康保険の安定的な財政運営に繋げていきたいと考えております。」との答弁がありました。

別の委員より「保険税の値上げにより、滞納者数はさらに増加すると考えるが、それに対する対策は。」との質疑があり、税務課長補佐から「今回の税率改正で前回と異なる点は、所得割額を上げるのではなく、人数割、つまり1人当たりの納付額を増額しております。4,600円の値上げとなりますが、低所得者世帯は最高で7割軽減となり、概ね1,360円の負担増となります。この軽減措置により、低所得者の方の負担は抑えられ、前回の改正時よりも影響は少なくなるのではないかと考えております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号「平成30年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「内牧支所」の予算について審査しました。

支所長から補足説明がありましたが、特に質疑・意見はありませんでした。

次に「波野支所」の予算について審査をしました。

委員より「波野地区福祉バスの利用状況は。」との質疑があり、支所長から「28年度につきましては、延べ1,007人の利用となっております。27年度が1,274人、26年度が1,844人であり、徐々に減少傾向にあります。基本的には、以前から利用されている方が継続して利用されており、新規での利用者は、ほとんどいない状況です。今まで利用されていた方は、ほとんどがご高齢であるため、体調を崩されて入院されたり、利用が難しくなったりといった現状があります。支所といたしましても、福祉バスの利用について、お知らせ端末、また、区長を通して周知を図っているところです。」との答弁がありました。それに対し、委員より

「波野地区という土地柄からしても、この福祉バスの運行は必要不可欠である。もっと多くの方々に利用していただけるよう、さらなる周知を図ってほしい。」との意見がありました。

次に、「会計課」の予算について審査をしました。

会計課長から補足説明があり、委員より「窓口業務委託料の増額について、肥後銀行の派出手数料の一部負担分とのことであるが、その負担率は。」との質疑があり、会計課長から「実際、肥後銀行では、本庁と内牧支所の派出にかかる経費は、今回、予算計上しました額の3倍以上と聞いております。率での算出ではなく、本市が負担できる予算の範囲で、肥後銀行と協議をさせていただきました。」との答弁がありました。

次に、「監査委員事務局」の予算について審査をしました。

監査委員事務局長から補足説明がありましたが、特に質疑・意見はありませんでした。

次に「税務課」の予算について審査をしました。

委員より「地籍調査測量業務を委託することによって、効率的な形で成果が表れているのか。」との質疑があり、地籍係長から「平成9年度から23年度分の波野地区の地籍調査について、登記済地区を概算しましたところ、その成果として、宅地、原野、山林、田、畑等、面積は、調査前よりも約7割弱増加しております。税額にすると、トータルで約200万円以上の増収となっていることから、メリットはあると考えます。また、地籍調査事業につきましては、75%が国・県の補助となりますが、特別交付税の対象となっておりますので、実質、市の負担は5%程度になります。29年度の事業費は約1,330万円ですが、市の負担額はその5%の約70万円となり、その分につきましては、地籍調査による固定資産税の増収分で十分に補える状況です。」との答弁がありました。

次に、「財政課」の予算について審査をしました。

委員より「地方バス運行等特別対策補助金について、県内において、補助金を出している自治体と出していない自治体があるのはなぜか。また、産交バスへ支払われている、各自治体からの補助総額は相当な金額となるが、そのあたりの説明を。」との質疑があり、企画係長から「補助金を出していない合志市におきましては、自前のコミュニティバス及び熊本電鉄が自主運行しています路線バスが存在しております。要はその路線バスに対して補助を行っていない、またコミュニティバスについても、県・国の補助を受けてないということで、補助金の支出はないということになります。また、産交バスの年間の収入と経費ですが、28年度で、約8億2,700万円の収入に対し、約26億9,500万円の経費がかかっております。差し引き△18億6,800万円になりますが、それを総運行距離で割った額が1km当たりの標準経費となり、その単価は222円90銭となります。本市のように面積が広く運行距離が長い自治体は、その単価で算出すると、どうしても経費が高くなってきます。都市部であっても、路線バスの本数が多い熊本市あたりは、総運行距離が長くなるため、非常に経費が高くなるという状況です。その総運行距離に対して出された経費から、各市町村の利用者が払った利用料金の収入分を差し引いた額を補助金として支払うため、バスの利用者が少ない本市においては、概ね6,000万円から7,000万円の負担が、毎年発生している状況です。」との答弁がありました。委員より「産交バスが赤字運営となる場合、多少なりと公共交通機関としての責任もあ

るのではないかと考えるが、現在は各自治体からの多額の補助金で不足分は補われている。とは言え、本市で運行されているバス路線が廃止となった場合は、市民の方々が迷惑を被ることとなる。その辺りの関係性が説明できればお願いしたい。」との質疑があり、財政課長から「公共交通体系を検討する中で出された結論としましては、産交バスが運行しなければ、本市の公共交通体系は維持できないという現状があります。公共交通と言いながらも、産交バスは民間の事業者ですので、赤字路線であれば当然、撤退される可能性も出てきます。そうなった場合の比較、検討としまして、本市が自前でこの公共交通を担うとしたとき、どの程度の経費が必要になるかを試算しましても、当然、産交バスに委託するほうが経費は抑えられます。負担が少なく済むということで、無理してでも、産交バスに公共交通体系を維持していただきたいとの見解に至った経緯があります。」との答弁がありました。それに対し、委員より「不足分はすべて自治体の負担となるのは、納得いかないところがあるが。」との意見があり、財政課長から「市としましては、特に高齢の方や、交通弱者の方々の移動手段としまして、地域の公共交通の確保ということが課題となっております。経済的な観点からみましても、産交バスにお願いすることが得策ではないかとの結論で、これは致し方ない補助金だと考えます。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審査しました。

委員より「区長報酬の予算の関連で、区長によっては、非常に広い範囲を担当されている方と、反対に、かなり狭い範囲の方とおられる。区長にお願いする仕事も増えてきており、それに対する対価もある程度は考慮しなければならない。その際、隣接地域の区の統合ということも、以前から提案をしているが、そのあたりはどのようになっているか。」との質疑があり、総務課長から「区長会の中で、『現時点において、自分の区の統合は必要か。』との内容のアンケートを出させていただいております。市が主体的に、経費節減のために統合をしていただくというような形ではなく、自分の区の運営に無理があるといったところがあるようでしたら、そういった検討も可能であるところのご案内はしているところです。」との答弁があり、それに対し、委員より「私の考えは、経費節減のための統合ではなく、区長としての仕事も、以前に比べ煩雑化しているため、小さい集落の区長の方々にも、ある程度手厚い保障で活動していただいたらと考える。一部の区長から、不満の声を耳にすることもあるため、経費の問題以上に、区長に対する報酬についても配慮していくべきでは。」との意見があり、総務課長から「現在、区長報酬につきましては10万円を基本に、1軒当たり200円の報酬となっております。区の統合につきましては、逆に大きくなりすぎて手が回らなくなったところも出てきており、統合もしくは分割も視野に入れながら、報酬のあり方につきましても検討したいと考えています。」との答弁がありました。

委員より「環境省に職員を派遣しているが、この目的と派遣期間は。」との質疑があり、総務部長から「平成29年度におきましては、環境省と観光庁に、各1名を派遣しております。平成30年度につきましては、環境省のみの派遣を予定しております。主な目的としましては、観光地、阿蘇であること、また、2020年を見据えて『国立公園満喫プロジェクト』も関連しますので、環境省に職員を派遣したうえで、こういった事業を有意義に取り組んでいこうと

考えております。また、期間につきましては、基本、平成 29 年度までの 2 年間となっておりますが、1 年延長して平成 30 年度も派遣することとしております。」との答弁がありました。

次に「選挙管理委員会」の予算について審査をしました。

総務課長から補足説明がありましたが、特に質疑、意見はありませんでした。

次に「議会事務局」の予算について審査をしました。

議会事務局局長から補足説明がありましたが、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、

議案第 29 号「平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」、議案第 30 号「平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」、議案第 31 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」、議案第 32 号「平成 30 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」を一括議題として審査を行いました。

本案は特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 36 号「辺地総合整備計画の策定について」審査を行いました。

本案も特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査、調査の申し出をすることに決定いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 23 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 23 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 4 号「阿蘇市表彰条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、ご異議がありますので、この議案第6号は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第29号から議案第32号までの財産区特別会計予算につきましては、一括してお諮りしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第29号「平成30年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」、議案第30号「平成30年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」、議案第31号「平成30年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」、議案第32号「平成30年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」、一括して採決を行います。

議案第29号から議案第32号までの委員長の報告は可決であります。議案第29号から議案第32号までについて、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第32号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号「辺地総合整備計画の策定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 2 号 阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- ② 議案第 7 号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第 8 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について
- ④ 議案第 9 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 10 号 阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 13 号 阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について
- ⑦ 議案第 14 号 阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について
- ⑧ 議案第 15 号 阿蘇市体育館等条例の一部改正について
- ⑨ 議案第 18 号 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑩ 議案第 19 号 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑪ 議案第 20 号 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑫ 議案第 22 号 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑬ 議案第 23 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑭ 議案第 26 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑮ 議案第 27 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑯ 議案第 28 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑰ 議案第 35 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計予算について

○議長（藏原博敏君） 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 2 号「阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」ほか 16 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） おはようございます。1 週間前、右歯と奥歯が欠けましたので発音が悪いかもわかりませんが、あしからず。

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

今期、第 2 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 17 件であります。3 月 8 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして、ご報告いたします。

最初に、議案第 2 号「阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 7 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部改正について」であります。

福祉課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 8 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 9 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」であります。

委員より「本市においては、介護保険は県下でも安いほうに入ると思う。県下の実状などを市民の方にわかりやすく説明し、理解を求めることが一番大切だと思うが。」との意見があり、ほけん課長より「介護保険料については、全国的に高齢化の進展により給付が伸びている関係で、保険料の増を招いている状況にあります。本市では、県内 45 市町村の中でも、速報値として安い方から 4 番、5 番目という状況です。県の平均額よりも 700 円程度低い状況ですが、今後も高齢化の進展により給付は伸びていくことから、引き続き介護予防事業への取り組みを強化しながら、要介護状態とならないような取り組みを進めていきたいと考えております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て、討論が行われ、委員より「料金を上げることについては反対である。」との反対討論がありました。

このため挙手による採決を行った結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 10 号「阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 13 号「阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について」であります。

委員より「変更する部分について、今までの利用団体等への周知はどのように考えているのか。」との質疑があり、教育課長より「施行については、周知期間を半年間設け、10 月 1 日からの料金改定とし、その 6 箇月間については、料金表をそれぞれの施設等に貼り出して周知をしていきたいと考えております。」との答弁がありました。

以上のような審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 14 号「阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について」であります。

教育課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 15 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」であります。

委員より「閉校した学校の電気料金については、九電あたりと交渉の余地があるのではないか。」との意見がありました。

以上のような審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 18 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につい

て」であります。

ほけん課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 19 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 20 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 22 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

委員より「看護師の雇用状況、人数あたりの説明を。」との質疑があり、医療センター事務局より「看護師については、平成 29 年度当初予算では、83 名の雇用を予定していましたが、結果的に 79 名となり、4 名の補充ができなかったため、それに、現在育休者が 10 人おります。その 4 名分と育休者の 10 名分の人件費を減額しております。また、事務員についても、当初 17 人予定しておりましたが、経営のこともあり、2 名不補充できており、その 2 名分の人件費を減額しております。しかし、看護師については、賃金として 1,200 万円ほど増額をしておりますが、これについては、現在、熊本市民病院から研修として看護師の受け入れをさせていただいております。当初 4 名の予定でしたが、現在 7 名となり、3 人増えた分を増額しております。」との答弁がありました。

以上のような審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 23 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より「教育総務費の I C T 指導支援費講師謝金の説明を。」との質疑があり、審議員より「本年度は阿蘇中学校に 1 名配置をいたします。講師謝金については、様々な研修会を開き、民間の方から講演をしていただき、また、専門的な知識がある方の研修会を計画しております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「旧あそ教育キャンプ場の説明を。」との質疑があり、教育課長より「施設管理委託料として、旧あそ教育キャンプ場分を計上しており、昨年 8 月、熊本市から無償譲渡をしていただきましたキャンプ場ですが、敷地が約 13ha、駐車場が 2 反ほどあります。春と秋の 2 回分の清掃として、南宮原区に対し草切りをお願いしたいと考えています。利用については、まちづくり課、観光課、それと教育委員会、農政課と協議をしておりますが、一番いいのは地域活性化につながるような観光キャンプ場、外周に遊歩道もあり、自転車のマウンテンバイクあたりが活用できないかということで、専門の団体等にも活用ができないかと、検討しているところです。まだ十分な結論は出ていませんが、本年度中には活用法

を見出したいと考えております。」との答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の予算について審査を行いました。

委員より「運動団体補助金では 775 万円計上されているが、平成 28 年度の決算では 625 万円であり、100 万円以上の予算措置がされているが、これは減らしていただきたいと思うが。」との意見があり、人権啓発課長より「補助金については、1 団体 153 万円を上限に支出しておりますが、活動実績に合わせた精算を行っております。平成 28 年度は、部落解放同盟阿蘇支部、一の宮支部の支部長が病氣療養中で活動が少なかったため、実績に合わせて減額をしました。当初予算は、例年通り活動されることを念頭に予算を計上しています。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

戸籍係長より「平成 31 年 9 月末に、現在、本庁と内牧支所の 2 箇所に設置してある自動交付機の更新を行わず廃止とし、新たに、平成 31 年 2 月導入予定である戸籍関係のコンビニ交付事業について予算計上を行っております。今回、導入経費等については、特別交付税措置もあり、市の負担軽減からも導入時期としては適切であり、また、全国のコンビニエンスストアで、マイナンバーカードを利用して、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書に加え、戸籍証明書、戸籍の附票の写しの交付を受けることができますこととなります。」との補足説明がありました。

委員より「コンビニ交付に必要なマイナンバーカードの登録は、10%程度とのことであるが、カード普及を図っていく必要があるのでは。」との質疑があり、市民課長より「コンビニ交付を導入しても、窓口では今までどおり、すべての証明書類の交付をいたします。ただ、コンビニ交付を利用する場合はマイナンバーカードが必要となりますので、カードの普及に努めます。」との答弁がありました。

別の委員より「戸籍関係のコンビニ交付は、交付時間が午前 8 時半から午後 5 時 15 分までとなっているが、益城町や熊本市あたりは午後 8 時、午後 11 時まで交付可能となっているが。」との質疑があり、係長より「戸籍そのものの受付は、土、日及び祝日を含め、24 時間いつでも行っています。ただし、受け付けた戸籍は、職員が、開庁日にコンピューターに入力することから一般的には入力作業ができない時間帯は交付そのものを停止する必要があります。本市においては、安全確実を期するため戸籍処理が可能な開庁時間帯の交付を考えています。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

委員より「財源調整分として 7,100 万円を一般会計から繰り出しているが、これについて評価はできる。ただ、また国保税の改定があったが、一般財源からの繰り入れはできないのか。」との質疑があり、ほけん課長より「平成 27 年度に税率改正をしており、それ以降の各単年度収支決算は、ほぼ 7,000 万円から 7,500 万円の赤字となっており、経常的に 7,000 万円程度の財源不足の状態にあります。被保険者数が 7,000 名程度ですので、1 人当たり 1 万円程度の財源不足となります。今回の改定では、調定額の 3%程度を増額としておりますが、当初予算では不足する 7,100 万円について一般会計繰入金としております。」との答弁がありまし

た。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より「出会い応援事業の補助金 10 万円が計上されているが、去年の成果はどうだったのか。」との質疑があり、係長より「出会い応援事業補助金は、社会福祉協議会に支出しており、平成 29 年度については既に 4 回の事業を実施している状況です。10 万円は、市の一般財源ではなく、県の補助金となります。結婚事業の実施は社会福祉協議会がメインで行っており、農協関係もあるということですが、今のところ補助金の申請は社会福祉協議会だけとなっている状況です。」との答弁がありました。

以上のような審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 26 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」であります。

委員より「国保会計で、医療費の高いことが国保財政を圧迫している。今年、医療費を抑制するための事業はどのように考えているのか。」との質疑があり、ほけん課長より「医療費抑制については、市民の一人一人が健康意識を持っていただくことが第一だと思います。阿蘇市では脳血管疾患、心疾患、腎疾患の割合が県下でもかなり上位であり、これらは生活習慣病に起因することから、その重症化予防対策として特定健診の受診率を上げて、効果的、徹底的に保健指導につなげるなど重症化しないような取り組みを過去 10 年近く進めております。さらに、医療費の通知を各世帯に行い、支払額を実感していただく、あるいは薬価が医療費の大きな部分を占めるため、ジェネリック医薬品の普及促進などに取り組んでいます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て、討論が行われ、委員より「震災から阿蘇市の状況は、経済的にもまだまだ復旧の段階である、その辺を考慮した場合、保険料を上げることには反対である。」との反対討論がありました。

このため挙手による採決を行った結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 27 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」であります。

審査を経て、討論が行われ、委員より「値上げをした保険料での予算書には、反対である。」との反対討論がありました。

このため挙手による採決を行った結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 28 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 35 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計予算について」であります。

委員より「当初予算において、医師が 10 名、看護師が 82 名となっているが、この人数は必要とする人数なのか。」との質疑があり、医療センター事務局長より「現在の人員に、本年度採用予定数を含めた数で計上しております。」との答弁がありました。

別の委員より「医療機器等備品購入費の中で、耳鼻咽喉科の開設のための費用が計上されているが、開設の時期は。」との質疑があり、医療センター事務局次長より「耳鼻咽喉科の開設は、歯科口腔外科の開設と同時にと考えております。耳鼻咽喉科と歯科口腔外科では、治療する器具として吸引や排水など同じ設備を使用することから、曜日を変えて診察を行うことで計画をしております。」との答弁がありました。

別の委員より「入院患者数については、今年の1月までの10箇月間で、平均2,700人、年間3万2,000人となるようであるが、当初予算の入院患者数は3万8,690人で見込んでいる。今、阿蘇立野病院の開設もあっておりどのように考えているのか。」との質疑があり、医療センター事務局長より「経営目標的な数値にはなるかもしれませんが、1日当たり106人の入院患者、病床稼働を目指すことで設定をしました。」との答弁がありました。

別の委員より「努力目標としては、わかる。しかし、もう少し安定的な数値でなければと思う。少し望みが高いような気がする。平成28年度、29年度の実績とは開きがあるようである。」との意見がありました。

以上のような審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査・調査の申し出をすることに決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終ります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終ります。

これより、議案第23号「平成30年度阿蘇市一般会計予算について」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終ります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第23号「平成30年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第2号「阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議あり〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議がありますので、議案第 26 号は起立により採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議あり〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がありますので、議案第 27 号は起立により採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩を行います。11 時 15 分より再開いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 11 号 阿蘇市有地使用条例の一部改正について
- ② 議案第 12 号 阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について
- ③ 議案第 17 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 21 号 平成 29 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ⑤ 議案第 23 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑥ 議案第 24 号 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑦ 議案第 25 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑧ 議案第 33 号 平成 30 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について
- ⑨ 議案第 34 号 平成 30 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑩ 議案第 37 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑪ 議案第 38 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑫ 議案第 39 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑬ 議案第 40 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 41 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑮ 議案第 42 号 字の区域の変更について
- ⑯ 議案第 43 号 字の区域の変更について

○議長（藏原博敏君） 経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 11 号「阿蘇市市有地使用条例の一部改正について」ほか 15 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） 経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期、第 2 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 16 件であります。3 月 9 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきましてご報告いたします。

最初に、議案第 11 号「阿蘇市有地使用条例の一部改正について」であります。

観光課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 12 号「阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について」であります。

委員より「今回の改正は、指定管理先の収支に合わせて値上げするものか。」との質疑があり、まちづくり課長から「来訪者の方々の神社周辺の滞在時間の延長を図ることが一番の大きな目的であります。指定管理先の職員賃金を削減して運営しているという現状もあり、本改正は、若干の補てんも併せて行うものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 17 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「下水道使用料が209万9,000円減額補正となった理由は。」との質疑があり、住環境課長から「去年は、災害復旧を優先するため、通常の下水道普及事業を行っておらず、増収へと繋がらなかったこと。また、近年、新築される住宅の多くが節水型の住宅設備等を設置されることも相まって、今回、減額したものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号「平成29年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」であります。

委員より「本補正は支出の増額のみ計上してあるが、純利益には影響しないのか。」との質疑があり、水道課長補佐より「本公営企業会計では、支出が増える際の収入分については、補正計上しない形を取っていますが、支出増分の収益は十分に見込んでいます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号「平成30年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より「がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の内容は。」との質疑があり、建設課長から「内容は、住宅の建築、購入、借入金利子、土地の取得等に伴う経費として補助するものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より「鹿北菊地赤水線改修促進期成会に対する要望内容は。」との質疑があり、課長から「区間は、山鹿市から菊池赤水線、国道57号までを指します。阿蘇市は赤水の歩道整備を要望しています。」との答弁がありました。

また、委員より「今回、計上された道路維持工事の予定は。」との質疑があり、課長から「継続箇所の整備を重点に行う予定です。」との答弁がありました。

また、委員より「道路を簡易的に補修する箇所については、交通量も多い道路も見られ、根本的な整備が必要とされる箇所も多く見られるが。」との質疑があり、課長から「昨今の業者不足等の状況もあり、緊急に局部的な簡易補修となっていますが、課の方針としても、できる限り根本的な整備を進めたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より「都市計画審議会の内容は。」との質疑があり、住環境課長から「審議会は、阿蘇市が都市計画に関する計画策定や区域の決定等を行う際の諮問に対して答申する審議会となっています。」との答弁があり、また、委員より「審議会において、阿蘇市全体の用途区域等を審議することはできないか。」という質疑があり、課長から「審議会は、都市計画区域に関する部分を審議するものであります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「被災宅地復旧支援事業補助金（復興基金分）の対象は。」との質疑があり、課長から「家を再建するための費用ではなく、地盤沈下や液状化等で発生した宅地や崩壊した擁壁等の復旧に対する経費が対象になります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「自動車騒音調査業務委託の内容は。」との質疑があり、課長から「騒音規制法第18条に基づき、5年間に1回以上の調査を義務づけられて実施されるものです。」との答弁があり、委員より「作業の内容は。」との質疑があり、都市・環境係長から「具体的

には国道 57 号、212 号、265 号線等の道路に固定した機械を設置して、車の騒音を計測するような調査を経て、結果を国に報告するものです。」との答弁がありました。

次に、「農業委員会」の予算について審査を行いました。

委員より「耕作放棄地解消緊急対策事業補助金に 1,000 円計上されているが、今後の予定は。」との質疑があり、農業委員会事務局長から「本事業は、県の事業になります。今後、申請されたものを受けて、確定値を 9 月補正で計上します。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「はな阿蘇美基本納付金 283 万円と、はな阿蘇美バックヤード修繕工事 650 万円の差異について。」との質疑があり、まちづくり課長より「納付金と、バックヤードの修繕料に関連はありません。納付金は、納付金として計算したものを、修繕料等については、施設の管理上必要な部分として計上したものです。」との答弁があり、別の委員より「この納付金は以前より下がっているが、その算定基準と以前の指定管理先の納付は完了したのか。」との質疑があり、課長より「今回の納付金については、入込客数の減少をもとに額を決定したものです。また、以前の指定管理先の納付金については未納となっています。」との答弁がありました。

また、委員より「以前、雇用されていた方々は、継続雇用していただけるのか。」との質疑があり、課長から「指定管理者の募集要項の中に、これまで雇用されていた方については極力雇用していただくという条件を明記しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「神楽苑トイレ改修工事(復興基金)の工事内容を。」との質疑があり、商工物産係長から「神楽苑のトイレは、和式便器が男子トイレに 2 器、女子トイレに 4 器あり、男女トイレともに既存の和式便器を 1 器ずつ残し、男子トイレに 1 器、女子トイレに 3 器、計の 4 器を洋式便器に変えるものです。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「各種補助金については、トラブル等が生じないようにチェックはしているのか。」と質疑があり、農政課長から「農政関係の補助金に関しましては、補助事業の前提等も十分に踏まえ、問題のないよう取り扱いを行います。」との答弁がありました。

また、委員より「環境保全型農業直接支払事業費補助金の内容は。」との質疑があり、課長から「平成 23 年度から制度化されたものです。ハードルの高い有機 J A S の認定を受けられた無農薬栽培農家や組織の取り組みに対し、10 a 当たり 8,000 円交付され、補助の内訳が、国が 2 分の 1、県・市がそれぞれ 4 分の 1 で、今回、8 組織を対象に、水稻 45ha、大豆 30ha が対象作目になります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「堆肥舎施設復旧工事について、火災の原因者に負担金が生じると公的な施設に対して、何らかの権利が発生するものと考えられるが。」との質疑があり、農政課長補佐から「費用負担については、顧問弁護士とも相談し、慎重に内容を詰めてまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「被災農業者生活支援事業補助金の内容を。」との質疑があり、課長から「昨年、5 月に県が創設した事業で、圃場が被災された農家に対して、当該年度作付けで

きない場合、エリア外に代わりの圃場を借り上げる場合に必要となる掛増し経費の一部に対し、10a 当たり 2 万 2,000 円を助成する事業です。」との答弁がありました。

また、別の委員より「農産物等提供品とあか牛オーナー制度事業補助金の違いは。」との質疑があり、課長から「あか牛オーナーに対する農産物等提供品制度は、オーナー側へのメリットを高めるために行う事業で、併せてオーナー加入促進も含めて実施するものです。オーナーになられますと 1 人当たり 3,000 円の商品券をお配りし、管内の直売所、道の駅等で購入していただくことが条件になります。あか牛オーナー制度事業補助金は、あか牛畜産農家を支援するための助成金です。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より「阿蘇ジオパーク事業の内容説明を。」との質疑があり、観光課長補佐から「ジオパーク事業は、概ね 2,000 万円の事業費で運営されており、その約半分が 3 名の専属スタッフの人件費で、事業としては、普及啓発のための冊子作成、看板整備、小中高への教育活動等が行われています。ジオパーク活動は 4 年に 1 度、再認定審査を受けなければなりません。昨年、国内の審査で条件付き再認定という結果となり、先般、日本委員会に改善アクションプランを提出し、次は、本年夏に世界の再認定審査を受ける予定です。」との答弁がありました。

また、別の委員より「内牧に整備したコギダスMTBパークについて、今後の計画はどのように考えているのか。」との質疑があり、観光課長から「コギダスMTBパークは、市民へ自転車を身近に感じる普及を目的に整備したものです。いくつかの候補地を検討しましたが、利用しやすい場所ということで内牧の街中に整備しました。今後は、市内全部の保育園や幼稚園で、自転車教室を定期的実施する等し、サイクリングのまちづくりを図って参りたいと考えています。」との答弁がありました。委員より「事業を進めるに当たっては、パーク内で事故等発生した際の、十分な対策の検討を。」との意見がありました。

また、別の委員より「東阿蘇観光開発株式会社に関する損失補償契約補償金の現在残高は。」との質疑があり、観光企画係長から「平成 37 年までが償還期間で、平成 29 年度末現在で 1 億 5,969 万 1,000 円となっております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「阿蘇市『草・観・然』活性化事業について、新規の認定者を増やすより、これまで認定された方々のPR等を強化した方がよいのでは。」等の意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 24 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」であります。

委員より「道路使用料の中の車種別別の二輪車について、原付から 1600cc 以上の大型二輪までを一区切りとせず、さらに区分け行うことで、多少は増収益となるのでは。」との意見がありました。

また、別の委員より「東阿蘇観光開発株式会社について、当時の関係者と再度、協議を図る等し、今後、少しでも負担を減らすような検討を。」等の意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 25 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」であります。

委員より「平準化債とは。」との質疑があり、住環境課長から「概略説明になりますが、通常、下水道事業債は事業を実施する費用に対しての借り入れになりますが、平準化債は下水道事業債の元利償還に対する起債の借り入れを言います。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 33 号「平成 30 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」であります。

委員より「本会計の意味を。」との質疑があり、農政課長から「本会計は、平成 24 年の水害に伴い整備しました土地基盤整備事業について、特別会計を用いて金銭による精算金を一般の歳入歳出と区分して経理する必要が生じ、平成 27 年度に設置したものです。なお、本特会は、清算金の支払いが終える平成 30 年度をもって終了するものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 34 号「平成 30 年度阿蘇市水道事業会計予算について」であります。

水道課長からの補足説明の中で、本会議中、別の委員より「水道事業予算で使用料の未収金はどこに記載されているのか。」という質疑に対して、明確な回答ができなかったことについて、改めて答弁がありました。「水道未収金は、予定貸借対照表中、流動資産の『未収金』に含まれており、これには、工事に関する国庫補助金等も含まれて計上されています。」との答弁がありました。

また、委員より「営業外収益を大きく占める長期前受金戻入の内容は。」との質疑があり、水道課長補佐から、「公営企業会計に関する長期前受金戻入は、平成 26 年度の法改正により、合併から平成 29 年までの、みなし償却していた国庫補助金、工事負担金等を減価償却するために、当該年度の減価償却分について収益化するものでありますが、実際に現金が動くものではありません。」との答弁がありました。

また、委員より「平成 30 年度の工事予定箇所について、その他の工事に関連して行うものがあるが、これは水道管の更新等も把握し、部分的に実施するのか。」との質疑があり、課長から「管の更新を踏まえたものではなく、道路改良工事の影響で部分的に布設替えを行うものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より「給水管の漏水事故が多発している地区があるが。」との質疑があり、課長補佐から「水道本管については、ほぼ布設替工事を終えています、それ以外の枝管や給水管等の老朽した水道管については、平成 30 年度以降、有収率が上がるよう改修計画を策定し布設替工事を推進してまいります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 37 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 38 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 39 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 40 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 41 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」を一括議題として審査を行いました。

農政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 42 号「字の区域の変更」、議案第 43 号「字の区域の変更」を一括議題として審査を行いました。

農政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。
なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 23 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計予算」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 23 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計予算」を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第 11 号「阿蘇市有地使用条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号「阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号「平成 29 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号「平成 30 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号「平成 30 年度阿蘇市水道事業会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号「字の区域の変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号「字の区域の変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 23 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く案件について討論・採決が終わりました。

これより、議案第 23 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について」討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 23 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について」採決を行います。この採決は、起立によって行います。本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、議案第 23 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について」は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。どうも、お疲れでございました。

午前 11 時 45 分 散会